

第十六回 参議院建設委員会會議録第十九号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)午前十時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 清一君

理事 石井 桂君
石川 榮一君
三浦 辰雄君

委員 石坂 豊一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
高木 正夫君
江田 三郎君
小笠原二三男君
近藤 信一君
田中 一君

政府委員
建設政務次官 南 好雄君
建設大臣官房長 石破 二郎君
建設省計画局長 洪江 操一君
事務局側
常任委員 菊池 璋三君
会専門員 武井 篤君
常任委員 藤井 篤君
会専門員 藤井 篤君

説明員
建設事務次官 稲浦 鹿蔵君

本日の会議に付した事件
○土地収用法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川清一君) 只今から委員会を開きます。

第十六部 建設委員会會議録第十九号 昭和二十八年七月二十八日【参議院】

昨日に引続いて御質疑の続行を願います。

○小笠原二三男君 南政務次官はそういう意味合いで知事は事業認定の裁量等もあるの、土地収用の目的に即するやうな斡旋のみを受理するやうな形になるであらうという意味合いの話をした。そのことは、事業認定に疑義があるとか何とかいう斡旋申請のことではない、そういうことを聞いているのではない、事業認定前に土地の取得に反対だということ、都道府県知事が認定権を持つておる事業につきましても、都道府県知事は事業認定をすることにしたらいいのか、またその判断もつかないという状態においては白紙のはず、それが事業認定をして行こうというやうなもくろみのありながら斡旋の受理或いは却下、こういうやうな行為をするということは、知事自身はこの斡旋制度について他の何と申しますか、予断を以て申請、却下等を行うというので、私は公正を欠くと思ふ。この行為発生後受理する行為と事業認定をするしないという行為とは、同じ知事においてもこれは別建て、極めて公正に考えられなければならないと思ふ。それが事業認定をする知事なんだから、そのほかに都合よく斡旋の受理、却下を考へて行くなどというやうな、そういう考へ方は私はおかしいと思ふ。そういう意味で南政務次官がそういうこともあるのだから、都道府県知事はうまくまあ土地

取用のほりのことだけを受理して行くというので、他は却下するでございませうなどという答弁は、とんでもない答弁だと私は言わざるを得ない。この点を第一点としてお尋ねします。

第二点としては、仮に建設大臣が事業認定する事業であります場合には、都道府県知事はその事業認定については全然白紙であります。或いは建設大臣がこれを認定するかしらないかもわからん状態のときに、ただ単に起業者とこの土地所有者との間の紛争解決のために、一方から土地を売却することに反対なんだ、斡旋してほしい、円満解決してほしいという申請がある場合には、その申請は私は受理せられて何ら差支えないと思ふ。都道府県知事の立場においてそれさえもしないのだということはどうもおかしい、ようございませうか、この点が第二点。

第三点としましては、若しも然らば事業認定というものを県知事が頭においておいて、今第三点で御質問になつたやうな場合も出て参りますので、あとで事業認定がないというやうなことがあつてはこれは大変でございますから、一応は判断の基礎といたしましては、事業認定に足るいわゆるものであるかどうかを判断しなければならぬ。それともう一つ、この斡旋制度が土地の当事者の合意によつて進むやうに、そういうために設けられた制度であります。その目的から来る制約で、私は最初から土地のいわゆる取得について、事業に提供することについて反対のやうな場合は、これは斡旋することに値しないも

た。そんなら売らずに頑張ればよかつた。売るんじやなかつた。私企業として、公益事業としてではなくて、私企業として事業がどん／＼進められていく。こういう状態が起る場合もあるのですよ。そのときは都道府県知事は責任を負うか。だましてと言わんけれども、納得させて土地の売買をなしたけれども、事業認定にはならなかつた。こういうやうな場合に都道府県知事は責任を負うか。そういう裏のことを考えた場合に、これは私の第三点の疑問なんです。三つお答え願ひたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。

第一段の小笠原さんの御質問は、事業認定前に斡旋を申請して来た。認定前です。そこで知事といたしましては斡旋の申請があつて、その斡旋の申請を受付けるかどうかを判断するた

めには、今第三点で御質問になつたやうな場合も出て参りますので、あとで事業認定がないというやうなことがあつてはこれは大変でございますから、一応は判断の基礎といたしましては、事業認定に足るいわゆるものであるかどうかを判断しなければならぬ。それともう一つ、この斡旋制度が土地の当事者の合意によつて進むやうに、そういうために設けられた制度であります。その目的から来る制約で、私は最初から土地のいわゆる取得について、事業に提供することについて反対のやうな場合は、これは斡旋することに値しないも

のとして、申請があつても受け付けられないだらう、こう申上げたのであります。

○小笠原二三男君 私の第一点は、そういうことを聞いておられるじやない。事業認定前の問題の場合に、あなたがおつしやつたのは、事業認定の裁量等も県知事が考へる筋合なので、それで土地を取られては困るといふ側の斡旋について、今あなたがおつしやるやうに受理しないだらう、こういう話だ。そこで私は県知事は事業認定権を或る事業については持つておる。その県知事たる立場と斡旋を受理するしないという都道府県知事の立場とは直ちにイコールではないだらう。それで片方の民選知事たる知事は、土地の住民の意向というものを尊重するやうな場合もあり得るのなんだから、その斡旋等が、先ほどから言ひ通りそういうやうなこと等もあつて斡旋に付さなければならぬというやうな場合もあり得るのじやないか。それを事業認定の権限を

知事が持つておるから、そのめだけで斡旋の受理、不受理ということをやるといふことは、それは知事として独裁と申しますか、それは斡旋の受理、不受理について他のい／＼の権限を背景にして政治的に考慮されることが多過ぎるのじやないか。そういうやうなやり方は知事としてとるべきじやないのじやないか、事業認定といふことだけから斡旋といふ考へ方を持つて行くといふことは非常にいかんのじやないか。そういう知事が、それでなお

公正に斡旋の受理、不受理を決定した
ということになるかどうか、公正であ
ると言われるかどうか、こういうこと
を第一点としてお尋ねしておるので
す。

○政府委員(南好雄君) 私は小笠原さ
んに御返事申上げたのは、知事が事業
認定権を持つておるが、その事業認定
権を持つておる場合に、事業認定前に
土地の紛争の斡旋の申請があつた、そ
うしますと知事は成るほど立場におい
て二重のあれを、事業認定権という
ものを持つておる、斡旋の申請を受理
すべきや否やというのを判断する権
限もありました。併し同一人が異なる立場
とは申しませんが、自分で斡旋を受理
しておいて、あとで、先ほどあなた
が御問になつたように、あとで事業認
定をしないというようなことをやつて
は、これは立場が異つておつてもど
かと思ひますから、それはそういう場
合においては自分の行為として起る
結果でありましたから、そういうこと
も判断しなければならぬ、この二つの
いわゆる行為について一貫性を持たせる
ためにそういうようなことも判断しな
ければならぬ、私はそれだけを申上
げたのであります。

○小笠原二三男君 それで第三点の
ほうはどうなりますか、事業認定権が
知事でない場合。

○政府委員(南好雄君) それは先ほど
計画局長が申し上げましたように、そ
の場合はこの斡旋制度においては、建
設大臣に認定権のある場合でも、斡旋
制度においてはこの法律におきまして
は知事にそのいわゆる斡旋を受理すべ
きや否やの認定を与えたのだと、こ
う申上げました。

○小笠原二三男君 だから第三点で私
お尋ねしたように、県知事が事業認定
もするといふ場合ならいへば、将来の
もくろみ、予想も立つてしようが、建
設大臣が事業認定権があるといふ場合
には、その事業が認定されるものや
されないものやわからぬ。事業認
定前にこの斡旋が出て来た場合には、
都道府県知事は、都道府県知事の意向
というものは、或いは住民を代表する
意向にウエートが置かれて斡旋を受理
する場合もあるかも知れない、そして
受理した時に円満解決して土地の売買
等ができた、事業認定は建設大臣から
下りなかつた、こういう場合があり得
るのじやないか、そういう場合には都
道府県知事はどういふ責任を持つた
か。それでこれを二つに分けるならば
そういう場合があり得るのじやない
か、ないならいいです。あり
得るとしたならば、都道府県知事はど
ういふ責任を持つたか、地元の方は反対
だ……。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ
ます。そういうことがあり得るだらう
という御質問であります、事業認定
というものは主観的の判断ではなく
て、或る程度の客観的の判断をしなけ
ればなりません。事の軽重で成るほど
府県知事と建設大臣は区別してござい
ますが、事の軽重はありまして、判
断の基準は私は変らんとおもうのであり
ます。従つて都道府県知事が斡旋を受
理して任意にやつて、あとで建設大臣
が公共の事業でないといふような判断
が起きて来るといふようなことになつ
て参りますと、知事の、いわゆる先ほ
ど申しましたように事業の認定前であ
りますから、その場合における判断の

一つの材料にはならなければならぬの
です。公共の事業であるかどうかとい
うこともそこに判断をして行かなけれ
ばならぬ、こういうことを申上げた
のであります。

○小笠原二三男君 それならば又ほか
の方面からお尋ねしますが、私は皆さ
んの解釈だけでございまして、建設
令を合せて、こうなるであらうあなるで
あらうといふことを聞いておること
その疑問があつて、誰がこの法律を讀
んでみてもこうなるんだといふこと
なるのでなくちやいかん。解釈はこ
うなるのだといふことであつて、法をこ
の通り字面を讀んで行けば、そうでも
ないような場合があつてはいかんと
思つて、私は斡旋制度はこの法づから
言へば、非常に広い範囲に亘つて如何
なる斡旋でもできるのじやないかとい
う立場に立つて質問しておるのです。
従つてそうでないといふ立場が明確に
法律的な答弁があれば、私はそれで納得
するのです。何も反対も肯定もして
るわけではないのです。もつといひ答
弁が欲しいからこつ言つて聞いておる
のです。こつちも汗を掻いておるので
すから……。(笑声)

○政府委員(南好雄君) お尋ねしますが、それならば
廻つてお尋ねしますが、土地収用に對
して司法的な役割を果す土地収用委員
会の権限というものは、これは土地収
用委員会のみならず初めから持つてお
る権限なんですか、これは国の権限の
委任せられたものなのですか。

○政府委員(波江操一君) これは法律
に規定、収用法に規定してあるわけ
でございます。法律的な理論は、私は國
の事務を委任されておる、こういうふ
うに考えております。

○小笠原二三男君 そうするとこの斡
旋制度の斡旋に付する、斡旋の受理、
却下の認定権といふは、都道府県
の知事の持つておるこの権限は、これ
は民選された都道府県知事の固有の権
限ですか、国の事務として委任された
ものですか。

○政府委員(波江操一君) やはりこれ
は国の事務の委任されたものを知事が
処理する、こういうふうに考えてお
ります。

○小笠原二三男君 國の斡旋という
のは今までどこにあつたのですか。

○政府委員(波江操一君) 事業認定が
知事の権限で与えられておりますが、
これは知事の固有の事務であるか、そ
れとも國の委任事務であるかとい
うようなお尋ねのように拜承しまし
たが……。

○小笠原二三男君 事業認定は、これ
は國の事務の機關委任だと私は思
ひます。

○政府委員(波江操一君) その通り
に……。

○小笠原二三男君 そうではない、斡
旋です。都道府県知事の斡旋といふ権
限は、これは都道府県知事、いわゆる
選ばれた知事の固有の権限ですか、國
の機關委任といふものなのですか、こ
の場合の都道府県知事といふのは、旧
帝國憲法による地方長官である立場で
ありますかとこの御質問です。

○政府委員(波江操一君) これは収用
法全体の構成から考えられるわけで
ございまして、いわゆる憲法二十九条で考
えられております公益事業の遂行と私
権の調整、こういうことの一つの基準
を与えておるわけでございます、そ
ういふ観点から参りますれば、やはり
これは現在の、今までの法律概念から

いいますれば、知事の國の事務の機關
委任、こういうふうに考えておりま
す。

○小笠原二三男君 都道府県知事には
斡旋についての、斡旋の内容について
の何らの権限もない、斡旋委員は又斡
旋についての何らの権限も責任もな
い、そういうようなものがどだい國の
事務だといふことはどういふところに
根拠があるのですか。

○政府委員(波江操一君) 知事の権限
は、この法律において与えられておる
権限は、斡旋申請の受理、却下、斡旋に
付すべきか否かといふことの問題、そ
れから斡旋委員の任命行為、この二つ
を与えておるわけでありまして、これ
この法律の根拠に基いて知事に与えら
れた権限であります。それからそれを
法律的概念として考えて参りますれ
ば、知事に機關委任された事務であ
る、こういうふうに考えます。

○小笠原二三男君 じや機關委任しな
ければ國のみならずが行う事務ですか。

○政府委員(波江操一君) これはむし
ろ収用法全体の建前からいまして、こ
の程度の事務は知事に委任すべきであ
る、こういう程度の事務は國が処理す
べきである、こういうことに仕分けを
いたして規定をいたしておるわけで
ございまして、斡旋制度につきましては
知事に機關委任すべき建前である、こ
ういふことで規定をいたしたのであり
ます。

○小笠原二三男君 そうするとこの都
道府県知事というものは機關委任によ
つて土地収用という法に乗つたつてそ
うして土地問題は取扱われなければな
らない、そうして住民の利益を代表す
る都道府県知事の立場は一切抹殺され

てしまう、こういう形におかれると思
います、そういう機関委任というこ
とを今のこの民主政治でできるものか
どうか。その調整が、例えばこの斡旋
なりについても、地域住民の利益を代
表する立場に立つ都道府県知事の調整
が、或いは発言が何らない。意見がど
こにも現れない。そうして一方的に
土地収用法という法の法だけで国の権
力を背景にした立場で都道府県知事が
権力を行使しておるといふことはい
わけですか。

○政府委員(淡江操一君) 土地収用法
全体の建前が、今小笠原委員の仰せにな
りましたように、私権の保障というものを
完全に抹殺しつつ土地の取得を考
えておるといふ建前に立っているならば、
これは明らかにその機関委任のあり方、
仕方というものは地元住民の意見を全
然考えていない、こういうふうな解釈
されても止むを得ないと思えます。併
し現在の土地収用法の建前はそういう
形になつておりません。そこに地元民
といふか、土地所有者の利益を一
方に保障しつつ片方に公共事業の用地
取得の方法を調整をとりつとやるとい
う、先ほど申し上げました第一条の目的
から割り出した巨細な規定を設けてお
るわけでありませう。そういう関係から
いいますと、これが地元住民或いは土
地所有者の犠牲性においていわゆる収用
法の運用が行われているのだ、という
形における事務の委任が知事に与え
られておるのだ、こういうふうな判断
すべき筋台のものではないというふう
に私は考えます。

○小笠原二三男君 何かお尋ねします
と、土地収用法の第一条を振りかざし
てお話になりますが、土地収用法の第

一条は土地を収用するといふことだけ
を謳つておつて、その範囲で、その
ことが有効になる範囲で私権との調整
といふことだけを考へられておるよう
にあなたは一生懸命御答弁になつて
が、何も題目が土地収用法の法律であ
らうといつて、収用するための調整の
機関というふうな場合には、或いは行
政裁判等に訴えてその収用をしない場
合もあり得るのです。そういうことの
できない場合もあり得るのです。そう
いふ場合もあり得る法律のこれは第一
条の目的なんです。それで私権との調
整といふ場合に、その調整ができない
或いは私権のほうが尊重されるべきであ
るといふ結論が出たからといつても、
何もこの土地収用法に違反するといふ
ことではない、そうでしょう。それな
らば事業認定前に、而も斡旋制度は収
用委員会にかかる前段階として、当事
者間の合意を成り立たしめようとして
できておるものなから、その内容
といふものは市が広げて、円滑解決し
たがために土地収用委員会に強制的に
かかつて行くといふ場合もあるだろう
し、又解決できなかつたがために土地
収用委員会に事業認定になつて自動的
にかかつて行く場合もあるだろうし、
或いは斡旋案として土地の取得は望ま
しくないと出て、そうして折合つて土
地の取得もしない、従つて事業認定の
ほうも申請を取下げ、こういう状態
において事業認定が行われないといふ
場合もあり得るでしょう。そういう広
い段階の斡旋なわけなんです。その場
合に土地収用のことだけが目的なん
だ、特別それだけに限られた斡旋だけ
が受理されるんだといふことはおかし
いじやないですか。行政訴訟さえも土

地収用委員会にかつたあとで行われ
て、その何というか、私権が侵されな
い場合の可能性も起る、そういうふう
なこの土地収用法全体の法の建前から
いえば、まして当事者間の合意だとい
う斡旋の段階におきましては、土地の
取得が望ましくないんだという意味合
いで斡旋が申請なされる、その斡旋を
受理するといふことが行われて何でそ
れが不都合なのですか。そのときの事
情と状況に私はよる場合が相当多いと
思ふ、まあその点を……。

○政府委員(淡江操一君) これは斡旋
の受理の方法論と申しますか、方法に
ついていろいろ御意見があつたわけ
でございますが、成るほどおつしやる通
りこれは土地の取得についてむしろ否
定的な結論を出すべきである、こうい
う意見が斡旋の段階において立てられ
るといふことを私も否定はいたして
おりませぬ。そういう場合を処理する
方法としては斡旋の打ち切りという制度
があるのだといふことを申上げてお
るわけなんです。即ちその観点において斡旋
の段階といふものを法的な取扱いと
しては打切るといふ方法で解決してお
るのであるといふことを申上げてお
るわけでありませぬ。

○政府委員(淡江操一君) 公益事業の
ために土地を取得するといふ観点にお
いて私権の保護を図らうといふ立場に
立つての法的な制度的な解決法とい
うものは、土地収用法の上では、認定
の場合においては認定の拒否といふ消
極的な意味においてはこれは解決してお
るわけなんです。それから後の土地細
目につきましても同様でございます。
それから今の斡旋の場合においてもそ
ういふ斡旋の拒否という形において解
決しておる。こういうふうな考え方で
私どもは問題を処理しておるわけで
ございます。

○小笠原二三男君 どちらも私はあなた
の答弁を聞いて、そうして何かお尋
ねすると土地収用法第一条、そうして
土地収用法第一条は土地を取上げる
というほうにウエートがあつて、そのこ
とのための法律なんだから、斡旋も土
地を円滑解決で取つて行くといふほう
だけなんだといふふうな再三御答弁に
なられる。その解釈からいろいろこの
法の字づらに解釈されておるが、私は
それは実情に副わない、或いは又土地
収用の精神に副わない場合があるんじ
やないかといふことを何としても疑念
を持つ。私が具体的に例を挙げて申上
げたことについて、計画局長は事前に
そういう場合もあり得るといふことを
計算に入れて、そうしてそういうこと
もわかつていてこの法律をお作りにな
つたのですか、私たちが質問している
中にそれについて考へて、その場その
場で御答弁なされておるのですか、私
は事前の、事業の認定前の斡旋につ
いてどうしても疑義がある。事業認定前
の……、もつと……、斡旋は、斡旋受理
の問題は市が広く行われる場合もあり
得るといふふうには私は考へておるの
です。

○小笠原二三男君 事業認定の拒否と
いうことではなくて、こういう場合もあ
り得るじやないですか、事業認定前に
そういう斡旋等が根本的な対立の下に
行われるといふようなことの結果、そ
れは公益事業として認定すべきもので
あるけれども、補償の問題その他いろ
いろ困るし、斡旋委員会のほうは又それ
を受理した結果、成るほどその通りであ
ると認定をした斡旋案が出た、従つてこ
の地域にこの事業を行うのは不適當だ、
だから他にこれを持つて行く、こういう
場合もあり得るでしょう。或いは又そ
の紛争の段階のうちに国会等において
有力な政治家等がおられますから、い
ろいろ政治的な配慮があつて、その事
業をそこで認定して行くといふことを
しない、中止する或いは他にそれを持
つて行く、行政協定の場合の演習地等
についてはままそういうことがあり得
る。過去においてもあつたわけなん
です。そういうことが内閣総理大臣の認

定だつたり、一方一般の公共事業としてその程度に於いて建設大臣の認定になつたりする場合も問題で、さつき私が言うように都道府県知事が斡旋をして売買契約が成り立つた場合に、他の政治的な配慮なりその他のこと、その事業の認定をするしないの前にその事業はよそのほうに持つて行つてやる。こんなふうになる場合もあり得るでしょう。そういうことは都道府県知事に、幾ら建設大臣に聞いて連絡をとつておつたつてわからん。建設大臣は認定させるつもりである、こういうことを都道府県知事に意見として言い、やるのだと言ふならば、土地収用の目的に副うか副わぬかわからんが、斡旋にかけるのだというので斡旋にかける。或いは土地収用の方向だけで斡旋にかける。そして不満だつたけれども納得させて売買はできる。ところがその事業は別なところに持つて行つた。こういうような可能性も起つて来るんじゃないですか。そうしたら必ずしも土地収用のためにだけ斡旋を受用するのだというところはおかしいじゃないですか。

○政府委員(波江操一君) 斡旋が斡旋を申請した当事者の意思に反して他の土地に……
○小笠原二三男君 いや、意思に反しない、大賛成になる場合もある。初めからの申請が、土地を取られては困る、どこかに持つて行つてもらいたい。こういう斡旋ですよ、私のさつきから言つておることは。

○政府委員(波江操一君) それで当事者が黙つて、賛成であるか否かを問いません。要するにどうせ斡旋申請の対象にしておつた土地なり或いはその公営

企業なりというものが、仮にその斡旋の段階においてこれは候補地を変更するほうが妥当であるというふうな結論をする場合に、これはやはり問題がいろいろ考えられると思ひますけれども、その土地を全然対象としないことになつて参りますれば、一応その段階で斡旋は打ち切つていただきます。新しい土地所有者、つまり新しい斡旋の対象となるべき土地所有者、その関係における起業の具体性というものを取り込んだ新しい斡旋申請を受付けて、それによつて斡旋をするという方向に解決されるべきものと考へます。

○小笠原二三男君 私はそれにも不満ですけれども、それじゃ今度は最後に一点だけお尋ねしますが、起業者のほうから斡旋申請をした。それから地元は土地の取上げに反対だ、それでも斡旋になりますか。そうして反対し反対し続けたのに、斡旋委員の努力効を奏して、不満であるけれども漸く納得させて、そして土地の売買が完了し家屋の移転等が行われた。が、さて建設大臣のほうで事業認定をさあししようという段階になつたら、他の故障等によつて或いは政治的配慮によつてそこではもうやれないうきめてしまつた。そこでの事業認定はしないということになつた。こういう場合が仮にあつたとしたならば、地元の住民に与えた損害は国が補償するのですか。よくあるから、大政治家が現われてあつちへ持つて行つたりこつちへ持つて行つたりするから……

○政府委員(波江操一君) その事業認定そのものについては、先ほど政務次官からお答え申上げた通り一つの客観的基準があつて、それによつて一応判

断しておりますから、これは建設大臣の認定を、斡旋申請受理の関係において知事が認定するという場合においても、先ずその判断においては私は相違はないというふうな建前に立つてい

○政府委員(波江操一君) これはむしろその認定の問題の一つに關連するかと思ひますが、これは今の斡旋そのものの中から割出してどうしようという問題とは別ではないかというふうに私は考へております。

○小笠原二三男君 じゃ、一つだけ。

○政府委員(波江操一君) これはむしろこの認定の問題の一つに關連するかと思ひますが、これは今の斡旋そのものの中から割出してどうしようという問題とは別ではないかというふうに私は考へております。

○小笠原二三男君 それはその通りです、法律的には、併しそれでいいんですか、それでそういう政治なり行政なりが行われていいのですか。土地収用については喜んで提供するというような場合は万々一にもない。先祖伝来の土地、美田、これらを固執して持つて

○政府委員(波江操一君) これはむしろこの認定の問題の一つに關連するかと思ひますが、これは今の斡旋そのものの中から割出してどうしようという問題とは別ではないかというふうに私は考へております。

これは電力会社等の私企業が、当事者間の合意でございませうからと言つて、法律的にそれは国としては逃げる場合もできるでしょうが、仮に若しも困るというふうなことを起業者としてやつて、なお事業は別なほうに行つてそこに

○政府委員(波江操一君) この規定の運用といたしましては、斡旋がこの法律の命する手続に従つて、而もいろいろ今お話もございましてけれども、その間における関係においていろいろ

○小笠原二三男君 斡旋委員が公正な立場を以て得た結論と言ひますが、斡旋委員は公正な立場に立つていないのですよ。そういう意味においては、あなた

○政府委員(波江操一君) この規定の運用といたしましては、斡旋がこの法律の命する手続に従つて、而もいろいろ今お話もございましてけれども、その間における関係においていろいろ

あ表現上内付けがございましてです。小笠原委員の仰せられましたところでは……併しそれは法律の処理問題とは別になるべきものというふうには私は最終的に判断をいたしておるのであります。法律上は飽くまでこの法律に命ぜられた手続に従つてこの斡旋委員が良心的な公正な態度で以て処理されておる限りにおいては、その結果についてはこの法律上の成立した効果というものを動かすことはそれは如何かというふうなことを申上げておるわけ

○小笠原二三男君 斡旋委員が公正な立場を以て得た結論と言ひますが、斡旋委員は公正な立場に立つていないのですよ。そういう意味においては、あなた

○政府委員(波江操一君) この規定の運用といたしましては、斡旋がこの法律の命する手続に従つて、而もいろいろ今お話もございましてけれども、その間における関係においていろいろ

○小笠原二三男君 斡旋委員が公正な立場を以て得た結論と言ひますが、斡旋委員は公正な立場に立つていないのですよ。そういう意味においては、あなた

法律的に処理されたのだからかまわな
いのだというなら、その言う前提とし
て、斡旋というものは、事業認定前の
斡旋においては特にその土地収用をさ
れては困るといふ斡旋も受け付けられ
、それも斡旋に乗る。或いは土地収用を
円満にやつてくれといふ起業者の斡旋
も受け入れ、そうしてその斡旋委員は兩
方の言い分をまとも公正に聞いて、
そうしてなお円満な解決に導くように
努力してほしい。こういうふうな基礎
が公正にできていなければ、問題が
起つたときには土地収用しようとした
ほうにおいて責任を負うべきである。
こういうふうな私には主張したいと思つ
てお尋ねしておつたわけなんです。

○政府委員(波江操一君) 斡旋の成立
が、一つお含みおきを願いたいと思ひ
ますことは、一つの強制的な処理とし
て、当事者の意思に反した形をとつて
いるのではありません。飽くまでそ
れは当事者の意思に従つて斡旋が成立
するかしないかといふことをかからし
ておる建前に一応なつておるわけでご
ざいます。それから斡旋の委員の構成
においても、起業者の利益を代表する
者だけを斡旋委員の構成員に持つて行
くといふ建前には考へておらない。こ
れはやはり土地所有者、犠牲者側の利
益を代表する者も或る程度加わるとい
うことを一応前提として立てておる。
そういう制度的な一つの建前の上に立
つて私の考へを申上げておるわけなん
であります。従つてそういう制度的な
配慮の上でなされた斡旋の結果といふ
ものを私どもは否定してかかるといふ
ことになりません。これは法律その
ものを否定してかかるといふ結果にな
るわけでありませぬ。それはそういうふ

うには考へらるべきものでないといふ
ふうには考へております。

○小笠原三三男君 まあこの程度にし
たいところですが、もう一つじやお尋
ねしますが、起業者のほうには土地を取
得したいといふことで斡旋申請をすれ
ば、それは直ちに受理せられる。その場
合に土地を収用せられるほうの側の
方は、絶対土地の取上げ反対だといふ意
見を持つておつてもそれは斡旋にかか
るわけですよ。そうしてその場合には斡
旋委員は如何なる自由な斡旋案も出せ
ますから、斡旋申請に土地収用の申請が
出たおつても、片側の土地を持つてい
るほうの意見にウエイトをおいて、こ
れは土地をここで収用すべきでないとい
ふ斡旋案も出るのであります。そのこと
を反対にひっくり返したならば、土地
収用をされるほうの者が土地収用され
ては困るのだといふ申請をした場合に
に、それが仮に受理せられるとなれ
ば、起業者のほうは又土地を収用したい
といふ意見を以て斡旋委員会なら斡旋
委員会に臨むわけですよ。そしてその場
合に斡旋委員はその申請の意に反して
土地がこれ／＼の価格で適正に収用さ
れることが望ましい、それで君たちはそ
ういふ無理なことを言わんでまあ円満
に土地を手放すようにしたらばどう
か、こういうことで斡旋に努力するとい
うこともあり得るのですよ。そうだと
したならば、この後段のほうの土地を
取上げられては困るといふ申請は受理
できない。受理できないといふこと
は、何の必要もないのじやないですか。
事業認定前におきましてはどつち
にしたつて斡旋委員は自由な裁量でき
るのだから、そして一方の当事者から
斡旋を申請した場合でも直ちに斡旋の

ことが知事の意向によつてはできるの
ですから、だからそういうことを考へ
たならば、これは両者の立場に立つて
斡旋が一応受理せられるという可能性
もあるだろうし、それは都道府県知事の
自由な裁量でできるのだ。十五条のこ
の二の二項という、この「紛争があつ
た」といふものは、都道府県知事は如
何ように認めても差支えないのじやな
いか。政府の考へ方は一方的に寄つた
考へ方ではないですか。

○政府委員(波江操一君) 斡旋の申請
のあり方は、結局問題はこういうふう
に分れると思ひます。斡旋申請はいや
しくも当事者双方の合意の上でなけれ
ば申請すべきでないといふ考へ方の上
で成立しなければならぬといふ考へ
のようにもとれます。併し結局斡旋は
受理によつて全部が左右されるという
問題ではございませんので、斡旋の最
後の成果といふものが成立するかしな
いかといふことは当事者の意思に……、
先ほどから繰返して申上げておるよ
うに、当事者が不同意であるといふ
ことになつて来るといふことは、一方
が斡旋に同意しないといふ不同意の意
思表示がある以上は斡旋といふことは
打ち切らざるを得ないのであります。そ
ういふ点においてこれは当事者の一
方、収用者側の一方の意思を意思とし
て強行されるという結果とはならない
のであります。こういうふうな考へて
おりますので、仮に申請がたまた／＼相
前後した関係に立つて、片方のほうが
斡旋を、むしろ土地の取得に同意した
い、それから又片一方のほうは、起業
者のほうに斡旋を受理してくれといふ
ことで土地取得の斡旋の申請をした。

結果において斡旋が仮に土地取得の問
題について結論が出たとき、この斡旋
委員として、当事者が不同意であるとい
うことならば斡旋打ち切りという形に
ならざるを得ない。そういう関係にお
いて当事者の意思に反して斡旋が成立
するといふ場合は想定されない。仮に
申請の場合において受理されたにして
も斡旋成立はできない、こういうふう
に私は思ひます。

○小笠原三三男君 私は斡旋といふの
は、斡旋の段階で円満に解決したい趣
旨だと思ひます。そして若しでも
きなかつたらだかと思ひます。そう
といふことだかと思ひます。そう
とするならば、初めは土地の取得に反
対だといふ立場をとつておる者でも、斡
旋委員が会つてより／＼正式に協議等
をして行くうちにだん／＼事情もわか
り、そして真意も汲み取れると申しま
すか、納得して行くといふ場合もあり
得るのだかと思ひます。そういう努力を
して行きたいといふのが斡旋制度の趣
旨だと思ひます。だから初めから土
地の取得に反対だといふ申請があつた
ものは受理しないのだといふことでは
なくて、その申請を受理して、斡旋委
員が会つて意向を聞いてみて、そして
又片方の事情も述べて、そしてその意
思をだん／＼変更させて、出た自由な
斡旋案に乗らせて行くといふ努力を一
段階としてやつて行くといふことが何
で不都合なのか。

ば、これは最初の申請を拒否された事
態を途中で更に斡旋の申請という形に
切替えることは寧ろ妨げない。一旦意
思表示をした以上は、受理の拒否とい
う事態に立至つた以上は二度とその問
題については斡旋申請を受け付けない
という形になつておるのでございませ
ん。

○小笠原三三男君 その出だしです
よ、斡旋委員会といふものに行かなく
れば困るでしょう、そういう事情変更
だつて何だつて……。だから形式上受
理して、初めて途中でそういうことが
起つて来るとならなければならんわけ
でしょう。ところがあなたの言ひの
は、斡旋を受理しないといふのだから
、受理しないものが途中の段階でど
ういふ変更をやつても、初めから一つ
も都合いも何もできるはずのものじや
ない。だからあなたの言ひ理論で言え
ば、これは先ず形式的に受理をして、
まあ／＼そういうことはないのだ、実
はこう／＼こういうことがあつてどう
なんだと言へば、それでは考へ直しま
しようといふ可能性があるといふこと
だ。或いは最終まで頭張る場合もある
し、最後まで頭張つたら打ち切つたら
いだらうし、可能性が出て来たらそれ
を芽とし葉つばとして、枝を張らせ
て、そして結論を得て行くといふ努力
をする、これが、斡旋制度の建前だろ
うと思ひます。だからどうも南政務次官で
も計画局長でも、初めに斡旋の場合の
一方の申請が、土地の取得に反対だとい
う申請があつても、それを法律的には
受理できるのだといふような話があつ
たという誤解を……。私は先ず誤解と
言つておきますが、誤解を受けるよう
な答弁しておつたのが、だん／＼聞

かれて行つたら、いや、そういうものは十五条の二の二項で、都道府県知事は許可しないのだというふうに、その意見を固めて来たために、又そのどうも柔軟性を失つて来ているのではございませんか。

○政府委員(南好雄君) 私は今の御質問等を拜聴したのであります。小笠原さんの今のお話は、起業者が、起業者側から斡旋の申請があつて、そして土地所有者が反対しておつた……。

○小笠原二三男君 場合もある、それは前段で別です。それは別……。

○政府委員(南好雄君) そういう場合に、土地所有者の意見が變つて行つて、そして合意が成立する、そういうのは当初から斡旋が受理されて行くわけです。それから逆に、土地所有者のほうから絶対反対という条件でも土地の提供に反対だということを持ち出して斡旋を申請したような場合は、それは御承知の通り本法が土地収用というものを目的として出ておりますから、それは斡旋の拒否という形において斡旋の手続の中に入らん、こう申上げておる。最初から土地所有者のほうから絶対反対だというふうなそういう趣旨の斡旋申請は本法の考えているようないゆる斡旋の中へ入らん、こう申上げておるのであります。

○小笠原二三男君 時間がないようです。それからまた次回にお話しますが、内灘のような問題だけ頭にこびりついて南政務次官も答弁になつておるのならば、それは少ししかたくなかと思ふ。土地の取得に絶対反対だという反対の斡旋申請もございませうけれども、その地域は先祖伝来かよう／＼の事情にあるところであつて、而もこういう美田

等における農民の収入、食糧増産のためにはこれ／＼のことに着手しておる。然るにここで、遂行せられる事業の経済効果は、我々の考えから言へば食糧増産の経済効果よりも劣つておる。従つて我々としてはこの地域がそういう事業認定をして事業を遂行されることは困る。従つて土地の取得に反対せざるを得ない。この事情御勘案の上然るべく斡旋をお願いしたいといふふうなやわらかく願ひたいという趣旨を以て結果は反対であるという、斡旋申請はいろいろあるのです。それを反対の意思があるとか、我々としてにわかと同じがたい、然るべく斡旋をと言へば、これは皆反対の範疇だということ受付けない、こういうことだからこれはどうも斡旋制度の趣旨というものは余りにかたくなに一方的だ。ただ単にそうならば、土地収用の前段階として以上の形式を履んで、あわよくいつたら収用するし、うまくなかつたら打切つて、そして土地収用にかつた……、そして一挙に土地収用にかつたのではなくて、十分な民主的手続をとつたのだが、土地の住民が頑強固陋にして解決を得なかつたのだから堂々と権力を持つてやるのだ、こういうこととただ筋道を立てるためにだけ斡旋制度がある、そういうふうな誤解されつたつてその釈明の余地がないのじやないですか、如何ですか、内灘ばかりではないのですよ。

○政府委員(南好雄君) 私の答えましたのは、内灘ばかりを何も考へて返事をしているのではないのですけれども、繰返して申上げますが、起業者が申請したような場合に、たとえ土地所有者のほうの反対があつても、斡旋の

途中においていろいろの条件によつて承知する、そして当事者同士の合意が成立するといふような場合があると、これは私も認めますし、又斡旋制度といふものもそういうときにおいて本當の効果が出来たろうと私は思ひます。併し逆に土地所有者のほうから、如何なる条件においても絶対土地の提供は困る……、もつと結論を申上げますと、事業遂行をやつてくれるな、こういうふうなそういう斡旋をしてくれというふうなものは、つまり私は十五条の二の二項によつてこれは斡旋という段階に入るべきものじやなくして、その段階において斡旋を取上げてはならぬものだと、こう解釈してお答えを申上げておるのであります。

○小笠原二三男君 最後に……最後が三回ばかり続きましたが、この法律が施行になりました場合には、都道府県知事にあつた趣旨を政府から通達するとか、或いは何か施行細則のようなもので明記せられるのですか。

○政府委員(南好雄君) お答えいたします。法律の解釈については、解釈をつけて都道府県知事のほうへ配付する予定であります。

○小笠原二三男君 都道府県知事が演習地接収反対という具議会の議決を得、その理事者たる知事として、それに対しての反対の権限であるかどうか、委任されている権限であるかどうか、反対であるのだからその反対の斡旋の受理をしたと、こういう場合には政府はいろいろ御処置をなされますか。制裁規定がありますか。

○政府委員(南好雄君) お答えいたします。別に制裁規定はございせん。

○小笠原二三男君 いや、そのことは法律的に効果を発しますか。

○政府委員(南好雄君) 法律的には効果を発生しません。

○小笠原二三男君 発生しないというのはどういうことですか。そこで斡旋が行われるということの、その斡旋委員会の成立を認めないということですか。或いは斡旋案が無効であるということですか。

○政府委員(波江操一君) 法律の解釈といひますか、法律の運用に關しまして、知事がいわゆるそういう土地取得に反対であるといふことを斡旋をして、受理して、斡旋委員会のその結論を受理した方向でまとめたと仮に仮定いたしますと、これは斡旋の効果として私は成立しないといふふうな考へております。で、斡旋の効果そのものは、結局それは当事者の合意成立という形において出て来るわけです。これが斡旋として正規の効力があるかいかといふことは、結局まあ当事者がそれに同意したといふことによつて処理されるわけです。仮にその途中で、先ほど小笠原委員の仰せになりましたように、当事者の意思が變つて、それで土地の取得そのものの当事者の合意が成立するような斡旋の方向へ向つたと仮にいたしますれば、これは手続の欠陥を補正するなり、そういう方法によつて適法な形に切換えてやるといふことで問題を解決すべきであるといふふうな考へております。

○小笠原二三男君 私は、法律的な効果はない、無効だといふことは、私の質問した限りの内容については言ひ過ぎではないか、法律的には私は無効ですといふことは、法律的には私は無効

ではないと思ふ。それは知事の権限として、斡旋委員会の斡旋を受理し、斡旋委員を選任し、そして斡旋に當らせるといふことはできると思ふのです。ただそれが両当事者間の合意が得られないだけだと思ふのです。そこまで行く行為が無効だといふことほどで言えるのですか。相手は調達局長ですもの、特に行政協定によると、起業者を代理する者は……、それは調達局長が同意するわけではないです、今のようない閣総理大臣が事業認定をする限りにおいては……、それは私はわかつて行つて行くことを、これは私は法律的に違法だとか無効だとか、そういうことは言へないだろと思ひます。

○政府委員(波江操一君) 要するに法律の運用としては、いわゆる適法性といひますか、適法性を欠く、こういうことで考へるべき筋のものだと思ひます。

○小笠原二三男君 だから県知事はですね、県知事はやればやり得るものなんだといふことになるわけなんです。そうでしょう。

○政府委員(波江操一君) ですから事実上その斡旋という事実があつたことを、これは否定するとか否定しないとかの問題ではございせん。ただそれは法律の命じている、いわゆる適法性を欠いておるのじやないかと、こういうことを申上げておるわけですか。

○小笠原二三男君 どうも話が何です。ね、おかしな話で、私も少し頭を冷やしたいと思ふので、本日はこの程度で打ち切ります。……、まだ……、

○赤木正雄君 関連して……、どうも

先ほどの話を聞いてみますと、私どもは初めに極く素直に受けたこの斡旋委員会の性質と目的、それからだん／＼検討して行く間に、斡旋委員会の同意というものは大分変わって来た。と申しますのは、端的に言くと、初め業者のほうからだけ言っておるものと思つた。今度は土地所有者のほうから斡旋委員会に何してもらつてもいい。それを果知事が受理しないという事は、これはとにかく間違つておると思つて、斡旋委員会が成立せぬ事は別です。けれども今の法案から言へば、果知事がそれを受理しない、これは土地収用の精神から反する。それは間違つておると思つて、併し今日は私に質問をおきますが、そういう大きな問題が出て来ましたからこの次一つ……

○委員長(石川清一君) 本日は速記が一時までという先ほどの予定でございましたので、大分御勉強を願つたのでありますが、午後になつて速記があれは引續いてやりたいのでありますが、速記がなければ御懇談をすることもございますから御懇談をしたいと思つて、先ほどから水害地緊急対策特別委員会委員長矢嶋三義君と建設、文部に関する小委員会の小委員長山田節男君が参りまして、特別立法に関するお話がございまして、それを承わりたいと存じますが、午後は先ほど申したような状況に従つて、速記のあるなしの状況によつて会議を進めたいと思つて、では休憩します。

午後零時五十二分休憩

午後三時二十八分開会

○委員長(石川清一君) 只今から委員会を再開いたします。

第十六部 建設委員会会議録第十九号 昭和二十八年七月二十八日【参議院】

○田中一君 この法律の建前が、改正案の建前が、第二章「事業の準備」の末尾にこれが挿入されるのです。改正されるのは……、そうして十六条から初めて認定になつて来たのです。「事業の認定」と……。従つてあなたの考へておる趣旨は、政府の考へておる趣旨は、収用とか調停とか、或いはそういう事業認定後の問題に対してこの斡旋委員会を適用するのではなくて、主としてあなたの、政府の考へ方といふものは、事業の認定の前におけるこの事業の準備の過程においては土地収用を始めることはできません。準備が終つて、やつとこれなら行けるといふところで初めて事業認定を申請するわけですが、従つてその前段の立場においてこの斡旋委員会を持つというのが真意でございませうね。

○政府委員(波江操一君) この十五条以下をどういふ条文の配列にしたといふこと自体は、これは私どもとしては初めからそういう考へを持つていたのですが、要するに事業認定前においてもこの紛争斡旋という形はとり得るものであるし、又とられて差支えないものであるといふことを考へて、十五条以下の条文の配列としては認定前の処理の場合もあり得るといふことでそこへ挿入したわけなんです。その場合にいわけぬ田中さんの御質問の中で、工事施行計画、そういうつたようなもの、不準備或いは準備が十分でないという欠陥を斡旋という段階で一応話を横にそらしておいて、転嫁しておいて、そして斡旋期間三カ月を置いておいて、その間に一応本収用の手続にかかる予備行動の準備期間というふうなことで運用して行こう、そういう意図

は全然初めから考へておりません。○田中一君 私が伺つておるのはそういうことを伺つておるんじゃないのです。あなた思ひ違ひしているようなんです。この斡旋委員会の主たる目的は、事業認定する前の事業の準備過程におけるところの紛争をなくしようといふところに重点があるのでしようといふことなんです。あなたは卒直に言つて下さい。すると大分局限されて来るのですから……

○政府委員(波江操一君) 紛争の解決を準備過程の処理問題というふうに取り扱ふか取扱わぬかといふことは、これは一つの問題だと思つて、それで私はそれを田中さんの今のお話のようになら、事業着手の一つの前段階としての紛争問題の処理が極めて重要なウェイトを持つておる。だからそれに重点をおいておるだけやるといふお説には私は賛成なんです。

○田中一君 あなたがこの法律を作るときにどういふ意図を以てやつたか、この法律の配列から見まして、事業の準備過程における紛争処理を考へて斡旋委員制度を設けようとしたのじやなからうかと聞いておるんです。従つて事業が認定されたならば、おのずから土地収用委員会にも諮られるのです。またここで事業の準備をしている過程において試験その他をやりまうか、これはやめるかも知れません。この場合に事業認定を受けてやるのだといふ場合に前段において、例えばそのときに必要と考へたからこれをあなた考へたのでしようといふことなんです。あなたの方のほうに對しては意味の御答弁を伺いたいと思つて私は聞いておるんです。事業の認定を受けて

しまえば本工事です。従つて今まで我々の質疑したような重大な問題が起るのですが、その前に他人の土地に立入つたか何かするやうな場合にいろいろの紛争が起る。その前にその場所での事業をするかしないか決定されておるべきです。決定しようとする意思で以て立入つたり何かするといふ場合に、その紛争処理のために斡旋委員会を設けようといふことのほうが多いのじやないですか。

○政府委員(波江操一君) 段階的に申しますと、任意買収といふか、任意売却といふか、当事者間の交渉といふのが先ず最初にあつて、それから今の法律上の建前としては事業認定、それによる強制収用といふ段階があるわけなんです。その中間に持つて行つて斡旋といふ方向において当事者の話をまとめよう、こういう考へ方に立つておるわけなんです。

○田中一君 事業認定を受けた後でも無論斡旋委員といふものがあるならそれを活用して結構なんです。いいんです。併しながらこの法律を改正しようとするところの意図は、事業認定をする前に紛争があつちやならないから、斡旋委員会をやつて、この地点なからこの地点でよろしいというなら、その個所で事業認定を受け、土地収用法の及ばない前段におけるところの斡旋委員会といふものを設けて紛争処理をしたいといふのが真意じやなからうかと聞いておるんです。そうだと云へばいいんです。

○政府委員(波江操一君) その点は誠にその通りであります。○田中一君 そうでしよう。そうすると問題が違つて来るのです。今度は

そうするとすべての問題が違つて来るのです。事業認定を受けた場合には土地収用法を適用する場合もあるし、又してもいい、他人に斡旋してもいいのです。その土地収用法をかけられない段階において斡旋をやつて、完全な準備行為といふか或いは試験期でも、地点を定める場合にも、事業をやる前の一般の紛争をなくすために斡旋委員会に任せるのだといふことはつきり言へば局限されて来るのです。そうしておるながら斡旋委員といふのは何ら権限もない。事業をするほうにしてみれば問題はまだやるかやらないかきまつていない、それでしよう。試験をやつて、やつときめたら、初めて事業認定を受けて本格的になる。その場合には調停委員会なり収用委員会、何でも協議できるのです。その前段階におけるトラブルをなくすもの、このほうの斡旋委員だといふもの、このほうのウェイトが非常に高くなる。そういう説明を受けると非常に話がわかつて来る。

○政府委員(南好雄君) それは田中委員の紛争についての実際上の御経験から割出してお話が出ておると思つて、そういう点については私どもも十分な確定したことがないから、その点十分にお答えにならんかも知れませんが、多量といふことを申上げる程度で、實際問題の処理といふことになつて参りますと、いろいろバラエティーがあると思つておる。

○田中一君 なぜ第二章の十五条に斡旋委員といふものを入れたのか、なぜここに入れたのです。最後の準備の行為に……

配列としては事業認定前の手続ということになりますから、それで事業認定前の措置としてこの手続を入れた、こういふことです。

○田中一君 もう一つ伺いますが、計画局長は、あなたがこれの発案なのですか、河川局の希望なのですか、それとも東電やなんかの電力会社の希望ですか、あなたが提案しようという意図は、条文の文字の上での説明のみであつて、我々は実態をつかみたい。実態によつて被害者がプラスになるかマイナスになるかを心配している。実態をあなたにはつきりしないで、条文で掲げて議論するから、どうも私は納得行かない点があるのですよ。江田君の議論も小笠原君の議論も、実態を知つて質問しているのです。計画局長がその実態を知らないといふことになると、河川局長が来て本当の実態を述べて、なぜこれを作らなければならぬかといふことの御説明をしないと論議が別になつて、あなたと私のほうとポイントが合わないというところが実際準備が足りないと思ふ。

○政府委員(石破二郎君) どういういきさつでこの法案を建設省が準備したかといふことにつきましては、私が比較的よく関係いたしておりますので、私から御答弁申し上げます。御承知のごとく最近ダムの建設が非常に多くなり、而も工事が施行されておるのは御承知の通りでございますが、最近十津川にいたしまして藤原にいたしまして、地元民と建設省の出先の役人の間にいろいろ話がまとまりませんで困つておる実情であります。建設省といたしましては、この問題をどうして解決するかという点で、先ず第一に

は補償の要綱のようなものを作つて、補償する場合にはこういう点をどういふふうに考へて補償せよというふうなことを先ずやろうといふことを、建設省関係の土地を買収する際の補償の要綱といふものを作りまして、大蔵省と協議中でございますが、一二の点を除き、ほぼ話し合ひはついております。そこでこれを忠実に守つて、出先の役人が土地所有者とよく話し合へば或る程度従来のような紛争は起きないかと思ひますけれども、何しろまあ建設省の従来のやり方がまずかつたのでございませうか、一般的に役人に対する信用といふものが薄くなつたせいでもございませうか、地元のほうの方に言わせますと、建設省の連中はどうも我々を値切ることばかり考へておると、何を言つておるかどうかよくわからぬといふようなまあやはり不安が残るだらうと思ふ。そこでこれを地元側の方に、建設省の役人の言ひことだけじゃどうも信用がならぬといふ御不満があるならば、一つ建設省の役人がみずから説明するよりか、公平な機関で、一つの土地は大体こういう値段が通り相場ですよといふことの先ず指値を出してみて上げる、それでも納得がなお行かぬといふ事情であり、而もどうしてもその土地を取得する必要があるといふ場合には、そのときに初めて土地収用をやろうじやないか、そうすれば或る程度土地所有者も納得が行くであらうし、又世間も、建設省はいろいろ安く叩くことばかりやつておつて、どうしても話がまとまらないでおつて土地収用したといふような非難もなくなるであらうし、こういう点からこのことを言ひ出したのでございまして、それ

以外にはいろいろ御議論もありましたけれども、少くとも我々関係者の間にございましてはその他のことは一切考へておりません。

まゝ御質疑、御答弁の過程におきましていろいろまあ法制的に不用意なことも、私もこの間申上げたかも知れませんが、まあそういう実情は以上の通りでございます。

○小笠原三三男君 今田中君の質問で、この法の配列の上、体裁の上から行つて、斡旋段階の部分は事業認定の条章の前に配列されてあるのだから、事業認定の前に、或いはその他の事業認定、又事業を遂行するがための準備行為として、そういう一小部分の土地の取得についての紛争を解決する斡旋制度なのではないかといふようなことについて、多分はそういうことが多い問題でしようとか何とかあいまいな御答弁でしたが、この点はつきりして頂きたいのです。いわゆる事業認定後その事業の影響の及ぶ範囲の土地の取得といふことは該当しないといふことなんでしょうか。

○政府委員(波江操一君) 私の申上げた先ず第一の問題は、条文の配列としては、いわゆる認定前においてこういう紛争斡旋の申請といふことも行われるし、又その紛争解決と斡旋といふ活動も行われるのでありますから、従つてそういう意味では事業認定前に手続としては規定しておくのが当然であるといふことで、そういう立法の仕方でありまして、そのことを申上げたわけでありませう。それで……

○小笠原三三男君 わかりました。それだけのことでしょう。それで結局その事業に必要な土地全部を対象にして

斡旋が行われるといふことなんでしょう。それで条文の配列がどういふものであろうと、そんなことには何ら影響はないのでしよう。田中さんが聞けば、何か田中さんの言ひことがさうも御尤もなようなことを言ひながら、田中君の言ひことがおかしから私には聞いておるのでございませうか。

○政府委員(波江操一君) ですからそういう関係で規定の配列はしておいだ。そこで斡旋の行為が準備段階の上はもはや斡旋といふものは備へ余地はない、こういうふうには考へておらないわけでありませう。

○小笠原三三男君 それで前の通りまはつきりしておるわけですか。

○江田三郎君 それで政府のほうでこの法案を通そうといふのなら、一つの妙な事務的をや取り取りはめられたらいいじやないかと思ひます。そうでなしに、とにかく我が国がここでじつと聞いて受ける印象は、どうも建設省の方は一方的だといふことなんでしょう。結局土地収用なんかかかると、今の官房長のお答えでもありますように、その前に斡旋制度とか何とかいふものを作つて、そうしてまあ建設省も公平にやつておるのだという印象を与えたいといふことになつておるのです。その前にもつと建設省といふものは土地収用に當つて本當に土地を取られる者の身になつて考へるといふ考へ方が足らぬといふことなんでしょう。それは赤木委員から指摘されたように建設省の人が苦勞してないといふことなんでしょう。例へば前国会のときに建設委員会問題にしましてもいふことが、ダムを作る場合は冷害の問題ですね、ああいふことを

んかについても農業技術の上からものはつきり被害があるといふことはわかつておる。ところがそういうことでもたびたびやかましく言つてもなかつた冷害といふようなことは考へられない、そして現地へ出て来てやり方を見てみると、冷害といふものは殆んど問題にならんように言われる。ところが農林省の試験では……そういうことについて何でもかんでもこの斡旋制度をやるというの、如何にしてこの土地を取ら、まあ最小の努力で……被害者を納得させるといふようなことに努力を払うのでなしに、世間から非難のないうような形に持つて行くかといふような、そこがあなたたちが如何に否定されてもそういう気持がある。そういう点でも少し土地を取られる者の身になつて考へる、そういうことが欠けておるのです。だからこの十五條の二の二項ですか、そういう問題に対する答えでも聞いておるといふと、非常に冷ややかな答えが出て来るのです。そういう態度ではこの土地の収用といふようなものはなかつた行かんといふことなんでしょう。斡旋制度が規定せられても規定せられなくても、その態度を改めん限りはこれは私はずまく行かんと思ひます。だからこれはもう事務的の答弁の範囲でなしに、もつと大臣として建設省は土地収用に當つて根本的にどういふ心がまえでいるのかと言へば、作文みたいなことを答へるかも知れませんが、そのときに大臣がもう少し誠意を持つてお答えされるということが、私はこの法案を成立させるかどうかといふことになると思ひます。どうもただ事務的にああ言へばこう、ああ言へばこうといふような答

弁はつかりしておつて、これは一カ月かかつて同じこと……。

○政府委員(石破二朗君) 事務当局の答弁では誠に申訳ない次第であります。一応私から答弁させて頂きま

と、江田議員の御発言誠に御尤もでありまして、冗談でなしに、私も本気で

考えておる者の一人でございますが、御承知の通り戦争中から建設省の土地

収用の、土地収用の用地係というものが非常に不足して参つております。こ

れは戦争中ばかりに転職がうまくい

う人が比較的行つたということがあり

ますので、それから戦時中新たに土地を

買収するという事例が少なかつた、こ

ういう二つの原因であるかと思ひます

が、各地方建設局における弱点の大き

いもの一つに用地係の職員が非常に

少いということが大きな原因になつて

おります。これにつきましては実はその

の制度を作つて、その連中の待遇もよ

くしてやろう、そうすればいい人も集

まつて来る、一生懸命に勉強してくれ

るだろうと考えてもおります。それか

ら又工事事務所にこの用地の取得の

事務をやらせますと、どうしても工事

費を本工事費のほかに金を廻したがつ

て、用地費を惜しむ危険も出る。又工

○江田三郎君 これは用地係の人が不

足しておるとか、或いは経験が乏しく

なつておるとかいうことがありますけ

れども、例えば戦争前だつて我々は農

民運動をやつて、河川局の人とは教

育のレベルの上へ上つたりしてがた

やつた例はたくさんあるのですよ。そ

ういふ場合に戦争前の用地係の人だつ

てやつておることというものは実に向

腹の立つようなことばかりです。如何

にして人を吞ますか、如何にしてボス

を使つて如何に妙な切崩しをやつて行

くか、何ら積極的な主張を持たんで、

そういう手段手管ばかりやつて来たの

が多かつたのですよ。そういう点が、た

またま戦後にあなた方もそういうよう

なお考へになり、輪旋制度というよう

なものも、本当に文字通り輪旋制度と

いうものを活かそうと考へておられる

なら、そこによほど今までと變つた考

え方を持つてもらいたい。赤木先生の

言われるように、河川局の人々は収用

非常に幅があつてよろしい、それも申

詰があれば受付けて、とにかく誠意を

尽してやつてみる、やつてみてできな

くても仕方がない、できなくてもやつ

てみる。而もそういう根強い努力が重

つて行かなければこういう問題という

ものはいつまでたつても円滑には行か

んのです。

○小笠原三三男君 前から午前からも

話したし、もう前日に話したんだが、

もう事務当局としては大臣に代つた答

弁はできないのですから、まあ都道府

県知事が、受理するしないの認定権に

ついては都道府県知事に任せられてい

るものであつて、それで土地の取得さ

れることについては困るといふ意味合

いの申請についても、事情によつては

受理せられる場合があり得るんだと、

これは都道府県知事の裁量にあるの

だ、こういうふうにも粹を抜け、含

みを持たせた答弁でもあれば、先ずま

あこの段階では納得せざるを得ないだ

機関委任であるという諛には、私は法

律家でありませぬけれども、恐らく新

らしくこの生み出される認定権なん

ですから、困る事務だぞといえるか

どうかは疑義がある。ただそれ以上の

究明する力を私持ちませぬから、この

際はシャッポを脱いで、はあとやつて

来ておりますけれども、まあ皆さんの

ほうで、事情によつては知事の裁量に

よつてそういうことも受理しながら輪

旋によつて土地取得なら取得の方向に

円満解決する努力をやる場合もあり得

るといふようなことくらいは話したつ

て何ら困るといふことはないと思ひ

ますが、どういふものなんですか。

○政府委員(渡江操一君) そのんだ

んのいろ／＼のお話を承つて、これ

は江田委員のお話もございましたし、

一応私どもとしましては大臣にもお話

いたしました、今後のこの規定の運用

をどういふふうに取り扱ふかという点

を相談して頂いて、その後答弁さし

て頂きたい。かように考えます。

○委員(石川清一君) 速記をとめて

下さい。

〔速記中止〕

○委員(石川清一君) 速記を始め

て。

○田中一君 前段のボーリングの問題

ですが、これは先般も政府にいろ／＼

伺つたのですが、ただボーリングだけ

の問題をここで取上げてよいかどうか

か、私が申上げたように例えばボーリ

ングするについては電力が必要だ、デ

ィーゼル・エンジンを要する場合もあ

る、ディーゼル・エンジンを要しない

場合もある。その場合は電線を引つ張

る、長いところは一キロ、二キロも電

線を張りめぐらす。ところが試験掘の

場合には又本格的な道路に向つて電柱

なり鉄柱を立てて電力を持つて来ると

いうことは考へられないことです。そ

の場合を考へた空中の架設物にまでそ

れを及ぼしたらどうか。もう一つは穴

を掘れば水が出る場合もあるし、油も

出る場合もある。濁水が出る場合もあ

る。従つてそういう最小限度水路とい

う問題も一応その枠内に入れたほう

が、将来試験掘した場合に起る結果に

おいて必要なじやなからうか。それ

も地元民に対して重大な影響があるよ

うな問題が数々起るのじやないかと思

う。殊に他人の立木その他に電線を張

りめぐらしたりするような場合がたく

さんあると思ひます。そこまでのこと

を考へて、どつちみち一部改正するなら

そ

こまで粹を抜けて考へたらどうか。直

接地元民に被害を与えるわけではない

から、そういう点まで考慮に入れて考

えたらどうかということをお願ひも伺

つておるが、大分あいまいな御答弁で

す、実際に若し、そういう問題は絶対

ありませんと答へるならば、専門家に

来て頂いて、河川局長に来て頂いて、

そういう事実があるかないかの事実を

確かめられてやつて頂きたいと思ひま

す。その点について官房長に……。

○政府委員(石破二朗君) 只今田中委

員の御指摘になりましたような場合も

事実出るだろうと思ひます。併しなが

らこれは土地所有者の権利に非常な影

響がある問題でもありませんし、我々が

従来研究いたしましたところでは、

ボーリングする際にはディーゼル・エン

ジンを持つて来れば現在のところ大体

間に合つておるといふことも聞いてお

りますので、まあ成るべく土地所有者

にいわば簡便な方法で、土地所有者の

権利を侵害するわけでありまして、
できるならば成るべく狭くしておこう
というふうなことで現段階ではこの程
度の法律でよからうと一応考えておる
次第でございます。よく実情を、更
にこれではとていかんというふうな
事柄が将来起るとすれば、そのときに
は考えなければいかんと思ひますが、
現段階ではこの程度でよからうと思ひ
ます。

○田中一君 それでは、試掘若しくは試
す。若しくはこれに伴う障害物……、
この場合にディーゼル・エンジン
を以て行方とお書きなさい、それなら
よい。それがない限り或いは電線が引
つかかります。これはこの試掘並びに
試すには必ずディーゼル・エンジン
を以てというなら差支えありません。

○政府委員(石破二郎君) 御意見誠に
御尤でございますが、先ほど申しまし
た通り成るべく簡略な措置で取りあ
えず、おの／＼所有者の権利を侵害す
るのでございますから、試掘する人には
或いは犠牲かも知れませんが、土地所
有者の権利を制限することを成るべく
狭めようとする趣旨でありまして、田
中委員の御指摘のようにディーゼル・
エンジンですべしと言わんでも、電線
は土地所有者には無断では引けない建
前になつておりますので、御指摘のよ
うな御心配は法文に入れなくてもよか
らうかと思ひます。

○田中一君 それでは政府としてはそ
ういふ事柄が起きない、又起させない
ということを確約いたしますね。

○政府委員(石破二郎君) 確約いたし
ます。法律に書いてある以上のことを
絶対に見逃がさないことを確約いたし
ます。

○小笠原三三男君 だん／＼の御質疑
でございますが、相当論議も続けら
れておりますので、この辺で質疑を打
切り、討論に入られんことの動議を提
出いたします。

○石川榮一君 只今の小笠原委員の動
議に賛成いたします。

○委員長(石川清一君) それでは別に
御発言もないようですから、質疑は尽
きたものと認めて、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川清一君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方はそれ／＼賛否を
明らかにしてお述べを願ひます。

○小笠原三三男君 議事進行について
ですが、南務次官も御出席になつて
おられませんが、それでも討論を展
開して採決をするお見込でございます
か、委員長の念のために何つておきま
す。

○委員長(石川清一君) 速記をとめて
下さい。

午後四時八分速記中止
午後四時三十一分速記開始
○委員長(石川清一君) 速記をつけて
下さい。

きましては委員会並びに国民から強い
批判を受けなければならぬと思ひま
す。釈明がいろいろありましたけれど
も、少くとも立法するについては、そ
の法律がどこまで波及するかという見
極めをつけてやつて行かなければなら
ないと思ひます。今後ともそのような
提案の仕方については十分注意をして
頂きたいと、先ず第一にお願ひしてい
きます。

次の、問題の一つでありますところ
の試掘その他の項目につきましては、
曾つて本法を審議したときにおきまし
て、この委員会におきまして、ボーリ
ングその他のものを項目に入れたら
いじやないかという質疑を再三再四
たしておりましたところ、政府委員で
ある計画局長は、かかるものは必要と
しないということを再三に互つて断言
しておりました。併しながら情勢の変
化、又これの見運のきかぬまま掘
案されたという政府の態度について相
当批判しなければならぬと思ひます。

第三といつたしましては、斡旋委員会
というものがあつても、土地収用
によりますところの土地の取得を目途
としての斡旋委員会に過ぎない。少く
とも被害を受ける者は、自分の発言、
自分の意思を十分に表現し得るような
機関がほしいのであります。にもかか
わらず、どこまでも土地収用、土地取
得そのものに對する代弁者に過ぎない、
或いは斡旋業務を営むに過ぎない、
斡旋委員会の構成に對しては、今
後ともこの人選その他については公正
を期せられることを強く望みます。同
時に政府といつたしましても、補償要綱
その他のものも早く確立いたしまし
て、この土地収用によりますところの

被害者に十分なる補償並びに換地その
他の施策を以て迎えられるように要望
いたします。

以上三点を申上げて、不満足ながら
賛成をいたす次第でございます。

○委員長(石川清一君) ほかに御発言
はございませんか。

○赤木正雄君 私も二要望いたしま
して……。この斡旋委員会の問題であ
りますが、やもすると起業者だけの
利益に陥らないようにする。やはり土
地所有者の立場もよく考へて、斡旋委
員会としては公平な措置をせられるよ
うに、而も人選に當つても十分その点
を考慮されて、公平な、いわゆる本
当の斡旋委員、やもすると今までのボ
スの存在でなく、そういうことを根
本的に改正した斡旋委員会になること
の希望を附けて賛成いたします。

○江田三郎君 この法案の審議を通じ
てまあ私が受けた印象は、建設省の態
度というものが、今赤木さんか
らも言われたように、どうも起業者の
立場に立つた考へ方が強過ぎる。従来
も土地収用等に當つては土地を失う
人々の立場というものが余りにも冷や
に扱われたといふことに私も冷や
か不満を持つておりましたが、その考へ
方が一向に改つておらないという印象
を受けましたが、まあその後官房長
りその他の政府委員の答弁の中に、そ
ういふ点は今後改めて行くのだ。こ
ういふようなことがありましたから、ま
あ私はそれで一応了解しますが、ただ
そういうことは、建設大臣としても
う少し熱意を持つて法案の審議に参加
されまして、大臣として、事務当局で
なしに、大臣としても本當のこれから
土地収用等に當つての建設省の態度と

いふものを率直に表明あることが望ま
しいと思ふ。たま／＼その機会がござ
いませぬから、あえてそれが出て来な
ければどうこうといふことは申しませ
んけれども、こういう点について十分
政府のほうで反省をして頂きたいとい
うことを附加して賛成します。

○鹿島守之助君 この法案には賛成
いたします。併し現在日本の総合開発
的に見て……。議論が多くあつて實際
において進まない原因の一つは土地
の問題だと思ひます。この改正によつて
どれだけそれが促進されるか問題だ
と思ひます。併しなによりは……。
ですから政府は総合開発、電源開発を
一層促進する上において、つと強力な措
置を考案して預きたい。こういう希望
を附してこの法案に賛成いたします。

○委員長(石川清一君) 別に御発言は
ございませんか……。別に御意見もな
いようですから、討論は終結したも
のと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川清一君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。
土地収用法の一部を改正する法律案を
原案通り可決することに賛成の方の挙
手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(石川清一君) 全会一致でござ
いします。よつて本案は原案通り可決
すべきものと決定しました。

なお本会議における委員長の口頭報
告の内容と事後の手續は、慣例により
まして委員長に御一任を願ひたいと存
じます。御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議をいと認めます。

次に、本案を可とされました方は例により順次御署名を願います。

多敷意見者署名

石井 桂 石川 榮一
石坂 豊一 小澤久太郎
鹿島守之助 赤木 正雄
高木 正夫 江田 三郎
小笠原二三男 近藤 信一
田中 一

○委員長(石川清一君) 御署名漏れは
ありませんか……。

○説明員(稲浦鹿蔵君) 大変慎重に御
審議願いました有難うございました。
法律の通過しました暁には、いろいろ
御意見なり御注意を賜りましたが、十
分に考慮しまして、間違いのない、又
建設事業の進展のために努力いたす覚
悟でございます。どうも有難うござい
ました。

○委員長(石川清一君) 明日は本日議
題になりました残りの案件と請願、陳
情を御審議願うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和二十八年九月十一日印刷

昭和二十八年九月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局